

○吉野川市障害者控除対象者認定実施要綱

平成18年10月18日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号及び第7条の15の7第6号に規定する者(以下「障害者又は特別障害者に準ずる者」という。)の認定の実施に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 障害者又は特別障害者に準ずる者として認定を受けることができる者は、精神又は身体に障がいのある年齢65歳以上の者(以下「対象者」という。)とする。

(申請)

第3条 対象者又は当該申請について当該対象者本人の同意を得ている民法(明治31年法律第9号)第725条に規定する親族(以下「申請者」という。)は、障害者又は特別障害者に準ずる者として認定を受けようとするときは、障害者控除対象者認定申請書(様式第1号)を福祉事務所に提出するものとする。

(認定等)

第4条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号の定めにより、障害者又は特別障害者に準ずる者としての認定に関する適否について決定するものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき要介護・要支援の認定を受けた対象者にあつては、同法第27条第6項の規定に基づき提出された当該対象者に係る主治医意見書に掲げる日常生活の自立度を、別表に掲げる日常生活の自立度に照合して行うものとする。
- (2) 前号に掲げる以外の対象者にあつては、市職員及び介護保険認定調査員又は障害支援区分認定調査員が対象者との面接調査により作成する当該対象者に係る障害者控除対象者認定用調査書(様式第2号)に掲げる日常生活自立度判定基準を、別表に掲げる日常生活の自立度に照合して行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により障害者又は特別障害者に準ずる者であると認めるときは、障害者控除対象者認定書(以下「認定書」という。)(様式第3号)により、障害者又は特別障害者に準ずる者と認めることができないときは、障害者控除対象者非該当通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月18日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第55号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

区分		判定基準
障害者	II	日常生活に支障を来すような症状、行動又は意思疎通の困難さが見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
	IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。
	IIb	家庭内で上記IIの状態が見られる。
特別障害者	III	日常生活に支障を来すような症状、行動又は意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
	IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
	IV	日常生活に支障を来すような症状、行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られ、介護を必要とする。
	M	著しい精神症状若しくは問題行動又は重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2 障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

区分		判定基準
障害者 (準寝たきり)	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
特別障害者 (寝たきり)	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。 1 車いすにより移乗し、食事及び排泄はベッドから離れて行う。 2 介助により車いすに移乗する。
	C	1 日中ベッドで過ごし、排泄、食事又は着替えにおいて介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力では寝返りもうたない。

様式第1～4号 略